

職長等監督者安全衛生教育(職長教育)講習の開催について

時下、益々ご清栄のことと存じ上げます。
さて、労働安全衛生法第60条及び労働安全衛生法第40条により、事業者は職長等に対し所定の内容の教育を行うよう定められております。当協会では事業者に代わって下記により開催いたしますので、下記申込書により申込み下さるようご案内申し上げます。受講修了者には所定の修了証を交付いたします。

労働安全衛生法施行令第19条(職長等の教育を行うべき業種)は以下のとおりです。
一 建設業
二 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。
・食料品・たばこ製造業(化学調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く)
・繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)
・衣服その他の繊維製品製造業
・紙加工品製造業(セロハン製造業を除く)
・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
三 電気業
四 ガス業
五 自動車整備業
六 機械修理業

但し、建設業は別途「建災防」で、8月21日～22日に開催されますので、直接お申込みください。

TEL 55-6540

記

- 1. 日時 令和元年6月13日(木)～14日(金) (2日間 9:00～16:30)
- 2. 会場 村山市農村環境改善センター2F (村山市役所東隣 TEL55-2111(代表))
- 3. 受講対象 新たに職長になった者、作業について直接労働者を指揮又は監督する者
- 4. 受講料 会員1名; 15,000円(テキスト等含む) 非会員; 18,000円

- * 昼食は各自対応して下さい。
- * 申込みは受講料と一緒に納付下さい。受講票をお渡しますので、当日ご持参下さい。
- * 受講の取消しは講習初日の3日前まで。それ以降取消しの場合は、受講料を返還致しませんので、講習形式の都合により代わりの方を参加させてください。
- * 全科目を受講された方には修了証を交付いたします。但し、欠課者には交付致しません。
- ☆ 銀行振込の場合; きらやか銀行 楯岡支店 普通預金No.115286へ

申込み:6月3日(月)まで

FAX:53-2418

職長等監督者安全衛生教育(職長教育)受講申込書

| 受講番号 | フリガナ(姓) 受講者氏名 | 生 年 月 日 | 摘 要 |
|------|------------------|-----------|-----|
| | | 昭和 年 月 日生 | |
| | | 昭和 年 月 日生 | |

上記のとおり受講者 名分 , 円を添えて申し込みます。

令和元年 月 日

所在地 (TEL —)

事業場名

事業主名 印

一般社団法人 村山労働基準協会 御中 TEL53-2664

(会員15,000円× 名 = , 円 入金日 /)
1. 窓口持参 / 予定 2. 銀行振込 / 予定